

# ブラウン管最高裁判決

- 2017-12-15 白石忠志
- 事案
  - カルテル事件において、需要側の受領収益者は国外に所在するが意思決定者は国内に所在するという場合、自国競争法違反を論じ得るか。
- 経緯
  - MTPD親子（違反宣言・課徴金） → 上告不受理決定とみられる
  - サムスンSDI韓国（違反宣言） → 上告不受理決定とみられる
  - サムスンSDIマレーシア（課徴金） → 本判決
- 10-11頁の内容
  - 事例判断に徹し、一般論は当たり前で融通無碍
  - 抽象的一般論（10頁「独禁法は、…」）
    - 「我が国の自由競争経済秩序」
  - 具体的一般論（10頁「そして…」）
    - 「競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる」
    - 「我が国に所在する者を取引の相手方とする競争」
    - 「など」
  - 事実認定（11頁「前記事実関係等によれば…」）
    - （1-9頁の要約）
  - 当てはめ（11頁「そうすると…」 + 「4」）
    - 「一体」
    - 「我が国に所在する…者をも相手方とする取引に係る市場」
- 10-11頁の留意点
  - 「需要本質論」には触れず、「一体→含まれる」論
  - 「実行行為論」ではない
  - 効果理論否定ではない
- 12頁の内容
  - 趣旨
  - 法令 → 独禁法施行令
- 12の留意点
  - 法令 → 独禁法典（7条の2第1項）
- 全体の留意点
  - 違反の範囲と課徴金の範囲の直結
    - 例えばEUとの比較